

答 申 第 77 号

平成 30 年 10 月 2 日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成 30 年 6 月 22 日付け諮問第 2 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

県立〇〇〇〇高等学校のキャッチフレーズ及び教育目標の改定に関する資料及び議事録

答 申

第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が公開とした決定は、妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 29 年 12 月 27 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定

平成 30 年 1 月 15 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成 30 年 1 月 29 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、県立〇〇〇〇高等学校（以下「〇〇〇〇高校」という。）のキャッチフレーズ及び教育目標の改定に関する議論を示す委員会及び職員会議の資料及び議事録（以下「本件対象公文書」という。）である。

5 諮問

平成 30 年 6 月 22 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問（以下「本件諮問」という。）した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分では、請求内容の趣旨に沿った文書が特定されておらず、公開された文書以外の文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 学校が掲げるキャッチフレーズは、職員会議や校務運営委員会において、職員と議論に議論を重ねて合意形成がなされるものであるため、新しいキャッチフレーズに関する議論がどうであったかを示す経営戦略会議、校務運営委員会及び職員会議の議事録が開示されてしかるべきである。新しいキャッチフレーズに変更するなら、その意思決定のプロセスが説明責任として示されなければならない。
- (2) 本件対象公文書は、教育目標がどのような経緯で改定されたのか、その議論を示す文書ではない。教育目標（教育理念）を検討した委員会での議事録、校務運営委員会での議事録、そして職員会議での議事録等を開示いただきたい。兵庫県教育委員会規則の職員会議の規定及び教育長通知をみても、教育方針、教育目標や教育計画等の決定には、職員の合意形成、コンセンサスを得ることが必要であるとされている。高等学校では、委員会で原案を作成し、校務運営委員会で練り、職員会議で数度にわたり議題に出され、議論に議論を重ねて職員の合意形成がなされる。これらの手続を踏めば、議事録が作成

され、「公正で透明」な意思決定が行われる。

(3) 本件対象公文書には、意思決定のプロセスを示す文書が含まれていなかったため、隠ぺいが行われているか、若しくは、正しいプロセスを踏むことなく意思決定が行われたため、文書が不存在になったのではないかという疑念を持っている。また、実施機関が、校務運営が県民に対して責任ある説明ができないことを認識しながら、本件審査請求を退ける姿勢は問題である。

(4) 本件審査請求から本件諮問まで5か月を要したことについて、審議会から実施機関に対して指導することを要請する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている内容は、以下のとおり要約される。

1 ○○○○高校における「新教育プラン」の検討状況

県立高等学校（以下「県立高校」という。）では、学習指導要領に基づき教育課程の編成を行うに当たって、学校ごとに教育目標や教育計画を立てており、この目標や計画を象徴的に言い表すものとして、計画の名称、校訓、教育理念又は学校のキャッチフレーズを定める学校もあり、通常、このような教育目標や教育計画は、当年度の「学校要覧」に掲載して発行している。

○○○○高校では、平成28年度及び平成29年度において、新たな教育目標や教育計画を「新教育プラン」と題して、これまでのキャッチフレーズに代わるキャッチフレーズの検討が行われた。その検討は、職員会議、職員打合せ、校務運営委員会及び経営戦略会議において、校長等から教職員に検討案の説明を行い、教職員からの意見を照会するなどして進められた。

2 ○○○○高校における「新教育プラン」の作成過程が分かる文書の保存状況

「新教育プラン」の検討が行われた職員会議、職員打合せ、校務運営委員会及び経営戦略会議の性質と文書の保存状況は次のとおりである。

職員会議は、兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県

教育委員会規則第4号)において、校長の校務の遂行を補助するものとして、校長が主宰するものと位置づけられている会議である。職員打合せは、〇〇〇〇高校では朝の連絡会として、職員会議と同様に多くの教職員が参加して行われている。校務運営委員会は、校務を円滑に遂行するために校長が学校内に置く校内分掌組織であり、通常10名前後の教職員で構成されている。「経営戦略会議」は、〇〇〇〇高校の校長が「新教育プラン」を検討するための校内分掌組織として置いていたもので、12名の教職員で構成されていた。

県立高校において職員会議等の議事録をどのように作成するかについては、実施機関において具体的な作成方法を定めていない。〇〇〇〇高校では、職員会議や職員打合せの議事録を作成しているところ、当該議事録には、協議や報告を行った事項や発言内容を短文で記録することとしていた。また、校務運営委員会や経営戦略会議は、構成教職員(12名)に校長が説明に用いた配付資料は保存されていたが、議事録は作成していなかった。

3 本件対象公文書により全ての文書を公開していることについて

本件公開請求は、各県立高校で具体的な作成又は保存の方法が異なる職員会議の議事録などの文書が対象文書となるため、県立高校の教育課程に係る事務を所掌する実施機関の事務局高校教育課において、〇〇〇〇高校における「新教育プラン」の作成過程に沿って、職員会議等の議事録などの記録の仕方や各会議での配布資料の保存状況を確認し、議事録の協議・報告項目や説明・発言内容及び配付資料において請求内容との関連がある部分を拾い出すことによって、本件対象公文書を特定したものである。

なお、本件諮問に5か月余りを要することとなったのは、本件公開請求及び本件審査請求と同じ時期に、本件公開請求と同様に、県立高校の教育課程に係る文書の公開請求が複数あり、本件公開請求と同様に職員会議等の記録や資料の保存状況を確認し、本件公開請求以外の公開請求にも対応する中、本件審査請求に基づく対象文書の再確認にも時間がかかったためである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、〇〇〇〇高校がキャッチフレーズ及び教育目標の改定を検討するにあたり、校長が主宰した職員会議等の配付資料及び議事録である。

実施機関は、本件処分において対象公文書とした資料及び議事録を全部公開しているが、審査請求人は、本件対象公文書には意思決定のプロセスを示す文書が含まれていないため、隠ぺいが行われているか、正しい意思決定が行われず文書不存在になったのではないかと主張しているため、以下本件対象公文書の存否について検討する。

2 本件対象公文書の存否について

(1) 実施機関は、当該学校のキャッチフレーズ及び教育目標の改定について、職員会議等での議論や説明の経過を確認した上で、当該学校における職員会議等の記録の残し方を確認し、職員会議等の議事録及び議事資料を本件対象公文書として特定したと説明する。

また、実施機関において、県立高校における職員会議等の議事録をどのように作成するかについての準則を定めていないとのことであるため、〇〇〇〇高校での職員会議等の議事録の作成方法は、当該高校における慣例に沿って行われているものと推測される。

以上を踏まえて、審議会において本件対象公文書を見分したところ、〇〇〇〇高校における職員会議及び職員打合せは、一定の形式で議事録が作成されており、協議や報告を行った項目や連絡項目が主な記録内容であり、いくつかの項目において説明や発言の内容が短文で記録されていることが認められた。これが当該高校における慣例的な議事録の作成方法であることに鑑みると、キャッチフレーズ及び教育目標の改定に係る記録内容が、協議や報告を行った項目と、当該項目に関しての短文での記録のみであったとしても、

議事録の記録の残し方に、特段、不自然なところはなく、隠ぺいが行われているとは考えにくい。

また、校務運営委員会及び経営戦略会議は、多くの教職員が参加する職員会議や職員打合せとは異なり、校長が校務分掌により配置した少人数（10名程度）の教職員で構成された会議であり、職員会議や職員打合せに諮らうとする案件について準備的に検討する会合と認められる。このような少人数の準備的会議において議事録が作成されず、配付資料のみを保存するという記録の残し方をしていたことについても、特段、不自然なところはなく、隠蔽が行われているとは考えにくい。

- (2) 審査請求人は、新しいキャッチフレーズに変更するなら、その意思決定のプロセスが説明責任として示されるべきであり、学校の教育目標（教育理念）の改定には、職員会議や校務運営委員会での議論を経た職員の合意形成がなされる手続を踏めば、議事録が作成され「公正で透明」な意思決定が行われること等を主張している。

しかし、県立高校が掲げるキャッチフレーズ及び教育目標（教育理念）の改定を検討する際の合意形成を示す文書をどのように作成するべきなのかは、現に存在する文書についての公開のあり方を検討する当審議会の職責とするところではない。

- (3) よって、本件対象公文書以外の文書が存するとまでは認められないため、実施機関が本件対象公文書について、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき公開決定を行ったことは妥当である。

2 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、実施機関が第 4 の 3 で説明する事情もあり、本件審査請求から 5 か月余りが経過してから行われている。公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が失われかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 6 月 22 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 7 月 2 日 第 2 部会 (第 60 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 7 月 18 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 30 年 8 月 23 日 第 2 部会 (第 62 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 9 月 12 日 第 2 部会 (第 63 回)	・ 審議
平成 30 年 9 月 28 日 第 2 部会 (第 64 回)	・ 審議
平成 30 年 10 月 2 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子